

建設工事・建設コンサルタント業務に係る 競争参加資格の等級区分（発注標準）について

各地方防衛局等で発注する建設工事・建設コンサルタント業務の競争参加資格の等級区分（発注標準）については、下表のとおりとしています。

なお、下表は競争参加資格者の標準的な区分であり、工事や業務の内容、地域特性等を勘案し、個別事案ごとに具体的な参加要件を定めています。

（土木一式工事及び建築一式工事）

等級区分及び総合審査数値の範囲				経営事項審査数値
予定価格が 3千万円未満	予定価格が3千万円 以上1億円未満	予定価格が1億円 以上3億円未満	予定価格が3億円 以上基準額未満	基準額以上
D 760点未満	C 760～830点未満	B 830～990点未満	A 990点以上	1,200点

注）基準額とは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額をいう。

（その他工事）

等級区分及び総合審査数値の範囲			経営事項審査数値
予定価格が2千万円未満	予定価格が2千万円以上 5千万円未満	予定価格が5千万円以上 基準額未満	基準額以上
C 780点未満	B 780～870点未満	A 870点以上	1,100点

注）1. 基準額とは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額をいう。

2. その他工事とは、電気工事、管工事、ほ装工事及び電気通信工事をいう。

（建設コンサルタント業務）

等級区分及び総合審査数値の範囲		
予定価格が300万円未満	予定価格が300万円以上 500万円未満	予定価格が500万円以上
C 40点未満	B 40～55点未満	A 55点以上